

令和3年度第1回 四国森林管理局事業評価技術検討会 議事概要

1 開催日 令和3年7月16日(金) 10:00~11:55

2 場所 四国森林管理局 3階 局議室

3 出席者

(1) 事業評価技術検討会 委員

高知大学 理工学部 講師 坂本 淳

高知工業高等専門学校 准教授 ガイン デニス

森林総合研究所四国支所 産学官民連携推進調整監 佐藤 重穂

(2) 森林管理局

森林整備部長、計画保全部長、企画調整課長、計画課長、治山課長、

森林整備課長、資源活用課長

(説明者)

治山課 流域保全治山対策専門官、治山技術専門官、民有林治山係長

森林整備課 課長補佐、設計指導官、専門官(災害調整)、森林育成係長、
路網計画係長

(事務局)

企画調整課 監査官、監査係長

4 議事概要

- 期中の評価 ・直轄地すべり防止事業(祖谷川地区(徳島県))
- 完了後の評価 ・民有林直轄治山事業(早明浦地区(高知県))
- ・民有林直轄治山事業(穴吹川地区(徳島県))
- ・直轄地すべり防止事業(穴吹川地区(徳島県))

ガイン委員： 便益について、ソーシャルな便益とサステイナブルな便益を分けると、わかりやすいのではないか。また、B/Cが1より低くなることはあるのか。

局： 計算上B/Cが1以下になることはありうるが、算出したB/Cが1を下回る場合は、便益に対して費用が過大となっていることが考えられることから、事業内容を精査し、便益に見合った事業内容とするなどの見直しを行うこととなる。

ガイン委員： 県や市町村の意見について、環境の分野の意見も聞いてはどうか。より多様な意見、より多くの利害関係者の意見を聞いてはどうかと思います。

坂本委員： 資料2ページ64、資料3ページ36について、事業箇所は、ここ15年から20年ぐらいの間に人口が半分ぐらいに減少し、今後便益が出にくくなると思うがどうか。

また、災害の指定区域などでは、集落を移転するという政策もあり、ますます便益が出なくなるのではないか。

局： 便益については、人命のほかに、家屋や公道などの建築物が含まれるため、人口が減ることで便益が減少することもある得るが、家屋等の資産が便益として算定される。

また、集落が移転するような場合は便益も当然下がるので、それに

見合った事業内容で事業を計画していくことになると思う。

坂本委員： 地元からの意見等について、他省庁の事業評価では、ビッグデータを用いたエビデンスベースに変わってきている。大きい事業ではビッグデータが収集されており、そのデータを基に効果をデータで示せるようになってきている。例として、住民の安心安全につながったとの意見の時、具体的に、定量的なデータを示し、データから被害が減ったことを証明できるということです。

局： 当方では、ビッグデータの収集までは実施していませんが、地すべり地において、家屋の傾きが収まった、あるいは道路の亀裂が止まったなどの住民の感覚的な意見はいただいている。

佐藤委員： 例えば、今回の評価にある地すべり防止事業について、地すべりが止まったことや、被害が抑えられたことを一般的にわかりやすく説明することは、かなり難しいが、委員の言われるとおり、定量的なデータや、数字で示せるのであれば、説明が容易になり、有効な判断材料になると考える。

ガイン委員： 地すべり等のリスクが高い山林について、天然林にしていく考えはないか。

局： 地すべり防止事業や民有林直轄治山事業では、個人の森林や土地であり、地権者の要望に沿った植栽や育林を行っており、要望があれば広葉樹の植栽も行っている。

また、崩壊地など早期に緑化する必要がある箇所などは、早期の緑化が期待できる樹種の植栽や復旧に即した工法を選択するなどの取り組みを行っている。

局： では、評価結果案について、ただいままでの意見を検討することとし、期中の評価1件は「事業の必要性、効率性、有効性が認められ、地元の強い要望もあることから、今後も周辺環境に配慮しつつ事業を継続することが望ましい」

また、完了後の3件は、定量的なデータについて、今後の動向を見ることとし、評価結果案については、「事業の必要性、効率性、有効性が認められること、地元からの要望もあることから、周辺環境に配慮した、妥当なものとなっている。」ということによろしいか。

各委員： 異議なし。

- 完了後の評価・森林環境保全整備事業（南予森林計画区）
- ・森林環境保全整備事業（四万十川森林計画区）

ガイン委員： 四万十川計画区は、大変面積が広く、人口林率が83%で大きいと感じる。造林や伐採の作業について、作業の実施者や作業方法について知りたい。

また、日本の森林は、人口林率が大きすぎると考えている。もっと天然林や広葉樹を増やせないか。事業体が作業をすると貴重な植生が伐採されてしまうのではないか。

局： 造林事業等については、事業体に発注する請負事業として実施する。

標準的な作業方法は資料4ページ4に示すとおり。広葉樹は、除伐までは伐採するが、その後は、下層植生や共生している広葉樹は伐採しない。

国有林野事業においては、針広混交林や広葉樹林、複層林・多層林を目指して施業を進めている箇所もあり、多様な森林を目指している。

また、発注方法について、貴重な植生等は、発注前に詳しく説明し、それぞれの場所に即した条件を付けることで保護されている。

坂本委員： 南予森林計画区の説明について、資料4ページ10の緑の区域が保全区域ということか。

局： そうではなく、緑の部分は林道を開設したことで間伐を効率的に実施した区域。

この林道は、愛媛県と高知県の県境に近く、今回の事業で県境近くまで延びていた高知県の林道と接続し、循環することが出来るようになった。これまではつながっていなかったため、木材を運ぶにしろ、作業員が通勤するにしろ、非効率だったが、循環できることで、最適なルートを選択でき、かなりの経費縮減や利用増進に寄与できた実例と考えている。

坂本委員： 同じくページ14で、県からは意見が出ているが、市町村からは出ないということか。市町村の方が、地元の森林環境や雇用対策などの面で意見を持っていると思っていたがどうか。

局： ご意見のとおりだと考えるが、今回は意見なしとの回答だった。

佐藤委員： 四万十川計画区でも同様に、市町村の意見が、梶原町からの1件だけなのか。関係する市町村には、森林率の高い市町村が多くあり、森林に関心が無いはずは無いと考える。

国有林に関心が無いのではないかと考えるが、森林の管理や施業には、地元との協力関係が不可欠であり、関心を持ってもらう必要があるのではないか。

局： ご意見のとおりです。今後は国有林に関心を持ってもらい、意見が出てくるような関係性を築くように働きかけていきたい。

局： それでは、ただいまの意見を踏まえまして、完了後の評価、南予と四万十川森林計画区の評価結果案については、「森林整備事業を行うことで地域振興への寄与や森林の持つ公益的機能が発揮されており、今後も評価結果を踏まえた事業の実施が望まれ、必要性、効率性、有効性など評価の観点から、妥当なものとなっている。」ということによろしいか。

各委員： 異議なし。